

令和8年度 食の海外展開チャレンジ支援補助金 募集要領

1 補助対象者

次に掲げる事項の全てを満たすことが必要です。

- ① 海外販路開拓・拡大に向けて、以下のいずれかに取り組んでいる又は今後取り組むことを予定している食関連事業者
 - ・北海道産食品の輸出
 - ・飲食店の海外出店
- ② 北海道内に本社または本店を有し、かつ札幌市、小樽市、函館市内のいずれかに営業所等の拠点を有する（上記のほか、札幌商工会議所または（一社）札幌物産協会会員である）中小企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する企業（個人事業主を含む。ただし、開業している者に限る。）であること。
- ③ みなし大企業に該当しないこと。みなし大企業とは、以下のものをいう。
 - ア 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している法人
 - イ 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している法人
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている法人
- ④ 代表者が同一など、関連性が極めて密接である事業者による類似事業の複数の応募となっていないこと。
- ⑤ 同一年度内に本補助金の交付を受けていないこと。
- ⑥ 札幌市税、小樽市税、函館市税を滞納していないこと。
- ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は更生手続きを行っていないこと。
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号@）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人等として使用していないこと。
- ⑨ 当実行委員会が行うアンケート調査に回答いただけすること。
- ⑩ その他、当実行委員会委員長が不適当と認める者でないこと。

2 補助上限額・下限額

【上限額】10万円又は20万円又は50万円（事業内容により異なる）

【下限額】5万円又は10万円又は25万円（事業内容により異なる）

※国内の公租公課（消費税及び地方消費税等）は補助対象外

※複数の事業を実施する場合は、補助上限額が高い方が上限

（例：外国語資料制作（補助上限20万円）と海外展示会出展（補助上限50万円）を実施する場合の補助上限額は50万円）

※下限額は交付申請時の金額であり、実績報告時に下限額を下回った場合はこの限りでない。詳しくは、後述「8 提出書類・補助金交付の流れ」を参照のこと。

3 補助率

補助対象経費の2分の1 ※1,000円未満切捨

4 補助事業の実施期間

令和8年2月28日（土）から令和9年2月26日（金）までに完了する事業が補助対象となります。

※予算が無くなり次第、受付を終了します。

5 申請期限

令和9年1月29日（金）必着 ※予算が無くなり次第、受付を終了します。

6 補助対象事業・対象経費

＜補助メニュー一覧＞

補助メニュー	飲食店の方	その他の方
(1) 海外市場における現地調査・テストマーケティング	活用可能	活用不可
(2) 外国語の資料・動画・自社ホームページ等の新規制作	活用可能	活用可能
(3) 食のイベント等（商談会、展示会、販売会等）への出展	活用可能	活用可能

（1）【飲食店向け】海外市場における現地調査・テストマーケティング

補助額	補助対象経費	
【上限】 50万円	旅費	「1名分」の以下の経費 ・航空運賃（最短経路かつエコノミークラス以下に限る） ・宿泊費（現地調査のために必要と認められる期間に限る） ・通訳費（現地調査のために必要と認められる場合に限る）
【下限】 25万円	テストマーケティング費用	・現地消費者に対して行う、商品等についてのテストマーケティングに係る会場代、商品等の輸送費、販促費、通訳費等

※経費が旅費のみの場合は、補助対象となりません。（テストマーケティングの実施は必須）

（2）外国語の資料・動画・自社ホームページ等の新規制作

補助額	補助対象経費
【上限】 20万円	・外国語版の制作にあたって新たに必要となる撮影費、編集費、デザイン費等 例）飲食店の海外フランチャイズ展開に係る事業説明資料、契約書の作成 飲食店のインバウンド向けメニュー表の作成
【下限】 10万円	・海外で開催される商談会・展示会で使用するパンフレット等の作成 ※上記業務を外注する場合、北海道内に本社を有する企業に限る。 ・翻訳費

※日本語版の制作に係る経費や資料の印刷に係る費用等、一部経費は補助対象外

(3) 食のイベント等（商談会、展示会、販売会等）への出展

①海外で開催される商談会・展示会等への出展

補助額	補助対象経費	
【上限】 50万円	旅費	「1名分」の以下の経費 ・航空運賃（最短経路かつエコノミークラス以下に限る） ・宿泊費（イベント出展・参加に必要と認められる期間に限る）
【下限】 25万円	会場 関係費	・小間代、出展料 ・光熱水費、小間工事費、備品什器代、会場装飾費等 ・通訳および販売促進員への人件費（外注する場合に限る）
	輸送費	・使用する商品や備品等に係る輸送費

② 国内で開催される商談会・展示会等への出展

補助額	補助対象経費	
【上限】 10万円	会場 関係費	・小間代、出展料 ・光熱水費、小間工事費、備品什器代、会場装飾費等 ・通訳および販売促進員への人件費（外注する場合に限る）
【下限】 5万円	輸送費	・使用する商品や備品等に係る輸送費

※「令和7年度 食の海外展開チャレンジ支援補助金」において、「国内で開催される商談会・展示会等への出展」の項目で補助金交付を受けている場合、(3)-②は補助対象外となります。（その他の(1)、(2)、(3)-①は補助対象となります）

※その他、補助対象外となる経費例

- *特定のバイヤーや消費者を対象とした商談・打合せ・イベント（海外展開目的としたものは除く）等に係る経費
- *国内一般消費者向けイベント等に係る経費（北海道物産展・催事等）
- *当実行委員会及び札幌市が別途実施・参画する事業に係る経費 等

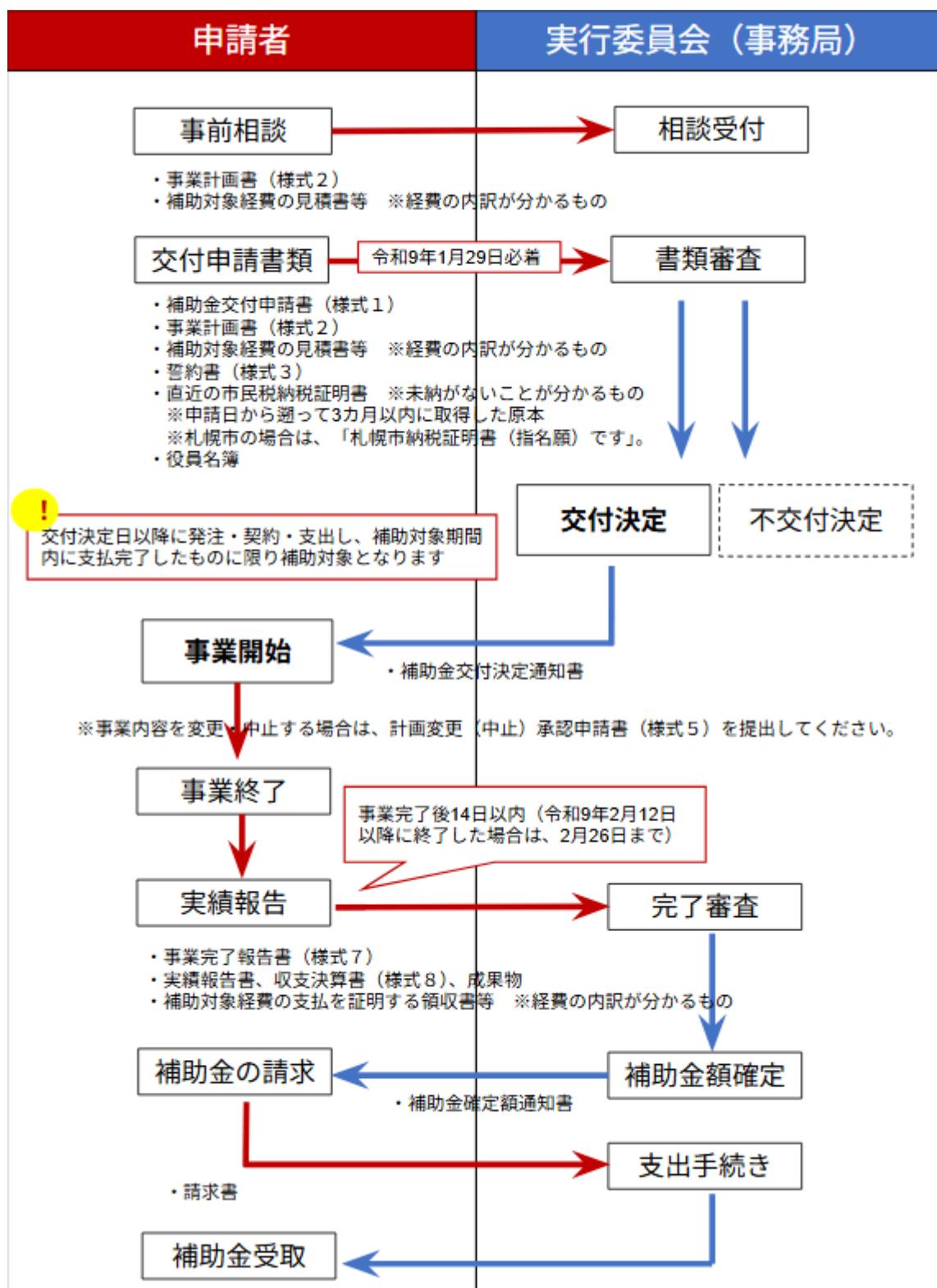
7 審査基準

補助金交付申請書の内容を審査し、海外販路開拓・拡大に資すると認められる取組に限り、交付を決定します。

8 提出書類・補助金交付の流れ

各様式は、下記 URL（札幌市ホームページ）からダウンロードしてください。

<https://www.city.sapporo.jp/keizai/tradeinfo/food/challenge.html>



注) 実績報告時の補助対象経費に基づき算定される補助金額が該当する補助メニューの下限額を下回った場合、補助金額は下限額ではなく、実績報告時の補助対象経費に基づき算定した額になります。

9 注意事項

- (1) 本事業は、食の海外展開チャレンジ支援補助金交付要綱に準じて実施されるため、要綱の内容も必ずご確認ください。本案内に記載のない事柄がある場合は、要綱の内容が適用されます。
- (2) 交付決定した事業については、その決定内容（申請者名、事業目的及び内容、補助対象経費等）につき、円滑な事業実施の観点から、札幌食と観光国際実行委員会内で情報を共有させていただきますので、あらかじめご了承ください。
- (3) また、本補助金により実施した事業について、当会が開催するセミナーでの事例発表や成果事例として市公式ホームページへの掲載などをお願いする場合がございますので、可能な限りご協力ををお願いいたします。

10 提出先・問合せ先

札幌食と観光国際実行委員会事務局

(札幌市経済観光局産業振興部産業振興課食産業振興担当係)

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

TEL : 011-211-2392 (直通)

E-mail : food@city.sapporo.jp

※50MBの容量を超えるメールを受信することができないため、50MBを超える場合は、添付ファイルを分割する又はファイル転送サービス等を活用してお送りください。